

# 港区地域防災計画(令和6年3月修正)(素案)概要

■港区の現状と被害想定(抜粋)(1-24)

	H24 東京湾北部地震 【総称】 東京湾北部地震 M7.3 【時期及び時刻】 冬の夕方18時(風速) 8m/s	R4 都心南部直下地震 【総称】 都心南部直下地震 M7.3 【時期及び時刻】 冬の夕方(風速) 8m/s	H24-R4 増減数(変化率)
被害想定			
高度別面積率	6弱	27.9%	21% (4.0)
高度別面積率	6強	71.9%	-21% (0.8)
高度別面積率	7	0.2%	0% (2.0)
人的被害 死者	200人	127人	-73人 (0.6)
人的被害 負傷者	9,127人	5,274人	-3,853人 (0.6)
建物被害 全壊棟数	2,150棟	782棟	-1,368棟 (0.4)
地震火災	276棟	18棟	-258棟 (0.1)
ライフライン 電力施設	停電率: 23.4%	停電率: 10.9%	-13% (0.5)
ライフライン 通信施設	不通率: 1.9%	不通率: 0.6%	-1% (0.3)
ライフライン ガス施設	供給停止率: 77.5~100.0%	供給停止率: 46.2%	-31.3%~ -53.8% (0.6~0.4)
ライフライン 上下水道施設	断水率: 44.5%	断水率: 33.6%	-11% (0.8)
ライフライン 下水道施設	下水道管きよ被害率: 28.0%	下水道管きよ被害率: 5.2%	-23% (0.2)
エレベーター 閉じ込め台数	745台	1,357台	612台 (1.8)
避難者	51,313人	58,408人	7,095人 (1.1)
滞留者	1,052,117人	1,057,792人	5,675人 (0.5)
帰宅困難者	468,794人	531,372人	62,578人(1.1)

### ■各地区的街づくりの現状と課題(1-37)

港区における首都直下地震被害想定(抜粋)に基づき各地区的課題を整理。各地域の特徴的な課題は以下のとおり

**芝地区** 地区の北側に中心に、液状化危険度が高いエリアが分布していることから、木造家屋を中心に建物の傾斜等の被害が発生

**麻布地区** 震災時に高層道路各路線を中心に一般車両の通行が禁止されると想定されるため、高層道路の出入口周辺に、道路交通全体が混乱・麻痺

**赤坂地区** 南青山四丁目目に急傾斜地崩壊危険度ラックが高い土砂災害警戒区域がみられるほか、危険性があると想定される土砂災害警戒区域も複数みられるため、急傾斜地崩壊が起ると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難な状況が発生

**高輪地区** 三田四丁目、高輪一〜四丁目、白金四丁目、白金台一、二丁目に危険度が高い土砂災害警戒区域があるため、これらの区域で急傾斜地崩壊が起ると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる可能性

また、地震発生時には品川駅周辺や高輪ゲートウェイ駅周辺を中心に、大量の帰宅困難者が発生する可能性

芝浦港南地区田町駅周辺や品川駅周辺を中心に、大量の帰宅困難者が発生する可能性がります。また、台場は観光地となっており、多くの商業施設があることから、休日には買い物客等による来訪者が多く、多数の帰宅困難者が発生する可能性

また、高層ビルやタワー・マンションでは、強い揺れや停電等に伴い、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが発生する懸念があり、エレベーター停止によって上層階への移動が困難となることから、建物は無事でも生活の継続が難しいとして避難所等に避難する人が発生する可能性



### 修正について

#### ■計画修正の背景と課題

令和4年5月、東京都防災会議は約10年ぶりに首都直下地震等による被害の想定を見直し公表をしました。これを受け、区では、本年3月、独自にこの被害想定を踏まえた区内各地区における被害の想定について、追加で調査・分析をし、各地区において想定される被害・課題を「港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果」として明らかにしています。

また、本年5月、国の中央防災会議は、「防災基本計画」を修正し、公表したほか、同日、東京都防災会議は、昨年4月の被害想定において明らかになった震災リスクを踏まえて修正した「東京都地域防災計画」を公表しています。

こうしたことを踏まえ、被害想定で明らかになった震災リスクから、区民や来街者の生命、身体、財産を守り、区民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させるため、東京都を始めとする関係機関と連携し、区の総力を挙げて防災対策を進めるうえでの羅針盤となる「港区地域防災計画」を修正します。

### 第1部 総論

#### ■総論(1-1~)

地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36(1961)年法律第223号)第42条の規定に基づき、港区防災会議で作成するものです。

区の地域に係る災害(災害対策基本法第2条第1号の災害をいう。以下同じ。)に関し、区、区民、事業者、防災関係機関等と連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策及び震災復興を計画的に実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。この計画は、「防災基本計画」、「東京都地域防災計画」等と整合性を図ります。

#### ■減災目標(1-5)

東京都が目指す「2040年代の目指すべき東京の姿」も踏まえ、中間地点である令和12(2030)年度までの目標達成に向けて、防災の基本理念である「自助」「共助」「公助」に基づき、区、区民、事業者の連携により、地域の防災力を向上し、災害に強い心づくりに進めていきます。

#### 減災目標

令和12(2030)年度までに、首都直下地震等による**人的被害**を概ね**半減**させる

#### ■3つの柱と分野横断的視点(1-6)

減災目標の実現に向けて、以下の**3つの柱**と**分野横断的な視点**に基づき防災対策を具体化します。





## 主な取組内容

減災目標の達成に向けて、防災対策の観点や、港区の特性を踏まえた主な取組は、以下の4つの取組を推進します。

取組	課題	修正のポイント	取組内容				
1 建築物の耐震性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害建築物数           <table border="1"> <tr> <td>区全体</td> <td>7,651件</td> </tr> <tr> <td>高層地区</td> <td>3,214件</td> </tr> </table> </li> <li>区の建築物の3割は木造。うち半数は旧耐震基準時代の建築物は非木造建築物に比べて耐震性が低い。木造建築物(特に旧耐震基準で建てられた古い木造建築物)を中心に建築物の被害が発生するおそれがある。</li> <li>建築物や建造物の耐震性能が十分でない。倒壊による道路閉塞や、おそれがあり、発災時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性がある。</li> </ul>	区全体	7,651件	高層地区	3,214件	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅や新耐震基準の木造2階建て住宅を対象とした耐震アドバイザーの派遣</li> <li>旧耐震基準で耐震性を満たしていない特定緊急輸送道路沿道建築物の取付や、木造建築物の改修促進</li> <li>住宅や分譲マンション、一般緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震改修工事費や設計費用の助成</li> <li>エレベーター安全装置等の設置に対する助成の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の住宅及び平成12年以前の耐震基準の木造2階建て住宅に対する耐震アドバイザーを無料派遣</li> <li>耐震改修工事費用の助成額及び助成率の引き上げ</li> <li>一般緊急輸送道路沿道建築物に対する、耐震改修工事費や設計費用の助成額、助成率の引き上げ</li> <li>エレベーター安全装置等設置費用助成について、助成対象を拡大</li> <li>地震時等管制通信装置設置及び耐震対策費用の助成額・助成率を引き上げ</li> </ul>
区全体	7,651件						
高層地区	3,214件						
2 帰宅困難者対策強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者数増加           <table border="1"> <tr> <td>区全体</td> <td>46万人</td> </tr> <tr> <td>高層地区</td> <td>33万人</td> </tr> </table> </li> <li>帰宅困難者対策の重要性が認識されていない。帰宅困難者対策の周知・啓発が不十分である。</li> <li>帰宅困難者対策の推進が不十分である。</li> </ul>	区全体	46万人	高層地区	33万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者対策の周知・啓発の強化</li> <li>帰宅困難者対策の推進</li> <li>帰宅困難者対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者対策の周知・啓発の強化</li> <li>帰宅困難者対策の推進</li> <li>帰宅困難者対策の推進</li> </ul>
区全体	46万人						
高層地区	33万人						
3 要配慮者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に避難する身体障害者等の数           <table border="1"> <tr> <td>区全体</td> <td>2,714人</td> </tr> <tr> <td>高層地区</td> <td>635人</td> </tr> </table> </li> <li>要配慮者に対する配慮が不十分である。</li> <li>要配慮者に対する配慮が不十分である。</li> </ul>	区全体	2,714人	高層地区	635人	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者に対する配慮の強化</li> <li>要配慮者に対する配慮の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者に対する配慮の強化</li> <li>要配慮者に対する配慮の強化</li> </ul>
区全体	2,714人						
高層地区	635人						
4 区の特性を踏まえた、マンション等の共同住宅における防災計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同住宅の増加           <table border="1"> <tr> <td>区全体</td> <td>1,357台</td> </tr> <tr> <td>高層地区</td> <td>366台</td> </tr> </table> </li> <li>共同住宅の増加に伴い、防災計画の整備が不十分である。</li> <li>共同住宅の増加に伴い、防災計画の整備が不十分である。</li> </ul>	区全体	1,357台	高層地区	366台	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同住宅の防災計画の整備</li> <li>共同住宅の防災計画の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同住宅の防災計画の整備</li> <li>共同住宅の防災計画の整備</li> </ul>
区全体	1,357台						
高層地区	366台						

## 第2部 震災防災計画(2-11~)

災害予防段階における防災対策としては、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進しています。最新の知見に基づき、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っています。

本計画修正における主な修正事項は以下の通りです。

第2部 震災防災計画	修正事項	修正内容
第1章 震災防災計画	第1節 震災防災計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第1章 震災防災計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第2章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第3章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第4章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第5章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第6章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第7章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第8章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第9章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第10章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第11章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第12章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第13章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第14章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新

## 第3部 震災防災計画(3-11~)

災害発生段階における防災対策としては、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分することとしています。また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者への配慮など、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応します。

本計画修正における主な修正事項は以下の通りです。

第3部 震災防災計画	修正事項	修正内容
第1章 震災防災計画	第1節 震災防災計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第1章 震災防災計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第2章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第3章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第4章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第5章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第6章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第7章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第8章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第9章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第10章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第11章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第12章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第13章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災防災計画	第14章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新

## 第4部 震災復興計画(4-11~)

災害復旧・復興段階における内容としては、発災後速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な支援を行うことにより、被災地の復興を図ることとしています。

本計画修正における主な修正事項は以下の通りです。

第4部 震災復興計画	修正事項	修正内容
第1章 震災復興計画	第1節 震災復興計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第1章 震災復興計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第2章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第3章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第4章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第5章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第6章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第7章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第8章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第9章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第10章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第11章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第12章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第13章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新
第2部 震災復興計画	第14章 被災者支援計画	被災者の対応の方向性、避難目標更新

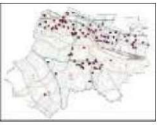
## 地域防災計画(風水害編)の修正事項

地域防災計画(震災編)において修正した事項で、風水害編に修正が必要な事項を反映させるとともに、修正が必要な事項の更新を行っています。

■浸水想定区域等に位置する要配慮者施設(2-11~)

水防法等により、浸水想定区域等に位置し地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者及び管理者は、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務となります。今回の計画修正で、水防法等に定める浸水想定区域等内における要配慮者利用施設を新たに位置づけられています。

今後、区が事業者の業務支援により、対象施設が効果的に計画を作成し、訓練を実施できる体制を構築していきます。



誰もが安全で安心できる災害に強いまち「港区」の実現に向けて

# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要



# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

## 修正の目的

『港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（R5.3）』で明らかになった震災リスクから、区民や来街者の生命、身体、財産を守り、区民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させるため、東京都を始めとする関係機関と連携し、区の総力を挙げて防災対策を進めるうえでの羅針盤となる港区地域防災計画を修正します。

## 修正の方向性

### 国〔内閣府〕

#### 防災基本計画の修正 (R5.5.30)

- 主な修正項目
  - ・多様な主体と連携した被災者支援
  - ・国民への情報伝達
  - ・デジタル技術の活用

### 東京都

#### 首都直下地震等による東京の被害想定 (R4.5.25)

#### 東京都地域防災基本計画の修正 (R5年修正)

- 修正のポイント
  - ・10年間の社会環境の変化等を踏まえた課題と解決に向けた基本認識
  - ・3つの視点と分野横断的視点に基づく減災目標の設定
  - ・減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

#### 港区地域防災計画の修正(R5予定)

## 修正のポイント

社会環境の変化、被害想定を踏まえた課題整理と基本認識

ポイント

1

3つの柱と分野横断的視点に基づく減災目標の設定

ポイント

2

減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

## 港区

### 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果(R5.3)の概要



# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

## 社会環境の変化、被害想定を踏まえた課題整理と基本認識

### 社会環境の変化、被害想定を踏まえた課題

家庭での防災行動や地域での防災活動は鈍化傾向も、今後、活性化させることによる被害低減効果は大きい

- ▶ 自主防災組織の活動数は3割減  
【活動頻度(防災訓練)(H23-R2) 約0.17(36/218)回 → 0.12(27/227)回/年】
- ▶ コロナ過等で企業のテレワークは大きく進展 【テレワーク実施率14.8% → 64.3%】※
- ▶ 今後の自助・共助の取組促進により、被害は大幅に減少する見込み（被害想定）

道路閉塞や中枢機能を支える行政施設・ライフラインの被害により応急対策が遅延するおそれ

- ▶ 沿道建築物の耐震化は道半ば 【特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化86.4% → 94.3%】
- ▶ 熊本地震では一部市町で庁舎が損壊し、災対本部移転を余儀なくされるなど初動対応が混乱
- ▶ ライフラインの基幹施設の被災による復旧の長期化のおそれ（被害想定）

区民の居住形態やライフスタイルの大きな変化、感染症対策など複合的な事象も想定した対応が必要

- ▶ スマートフォンの普及率は約6倍 【スマートフォン世帯保有率14.6% → 93.0%】※
- ▶ 在宅避難が可能な耐震性能の高いタワーマンション等の超高層建築物は約4割増加※
- ▶ 令和2（2018）年7月に発生した熊本県での豪雨では、災害発生後に感染者が急増

### 解決に向けた基本認識

**自助・共助の備えを促進**  
ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要

**応急対応力を一層強化**  
区民の生命、身体、財産と地域社会の重要な機能を守る応急体制の強化が必要

**被災者の早期の生活復旧**  
すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を回復することが必要

※印：東京都全体の数値（出典：東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正））



## ポイント 1

### 3つの柱と分野横断的視点に基づく減災目標の設定

基本認識のもと、3つの柱と分野横断的な視点に基づき、減災目標を設定するとともに、その実現に向けた指標や防災対策を具体化します。

#### 3つの柱と分野横断的視点

**柱 01** 家庭や地域における  
防災・減災対策の推進

一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めしていく

**柱 02** 区民の生命、身体、財産と港区の  
都市機能を守る応急体制の強化

区等の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の回復などにより、区民の生命、身体、財産と地域社会の重要な機能を守り抜く

**柱 03** すべての被災者の安全で質の高い  
生活環境と早期の日常生活の回復

居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

3つの柱

+ 分野横断的視点

連携

以下の分野横断的な視点も加え、対策強化に向けた具体的取組をとりまとめ

**ハード対策**

すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化

**多様性**

被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や子ども、要配慮者など多様な視点を防災対策に反映

**防災DX**

防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進

**人口構造**

若い世代の減少や高齢化など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

東京都や関係機関など、各主体との一層の連携強化により、各防災施策を重層化

#### 減災目標

東京都が目指す「2040年代の目指すべき東京の姿」も踏まえ、中間地点である  
**令和12(2030)年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させる**

# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

## ポイント 2

### 減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

#### 減災目標の達成 令和12（2030）年度に向けた指標\*

##### 柱01 家庭や地域における 防災・減災対策の推進

- ▶ 初期消火対策実施率（消火器設置） 60%
- ▶ 家具類の転倒・落下・移動防止対策 100%
- ▶ 自助の備えを講じている割合 100%

##### 柱02

##### 区民の生命、身体、財産と港区の 都市機能を守る応急体制の強化

- ▶ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進（令和7（2025）年度）
  - 特定沿道耐震化率 100%
  - 一般沿道耐震化率 90%
- ▶ 受援応援計画等の策定
- ▶ 一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合 70%
- ▶ 一時滞在施設の確保推進 地区ごと100%

##### 柱03

##### すべての被災者の安全で質の高い 生活環境と早期の日常生活の回復

- ▶ すべての避難所において通信環境を確保
- ▶ すべての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
- ▶ 避難者数等を見据えた災害用トイレの確保

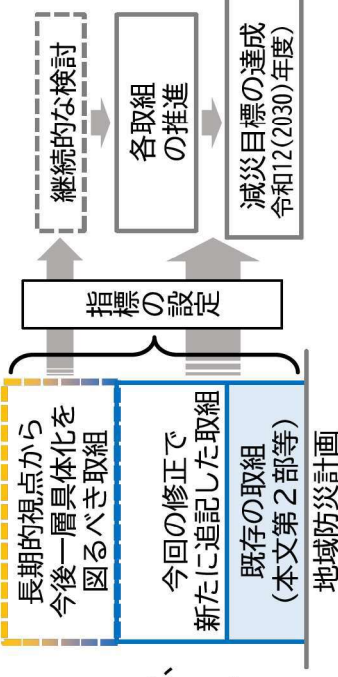
#### 分野横断的な視点：ハード対策

- ▶ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 【・特定沿道 耐震化率 100%（令和7（2025）年度）一般沿道 耐震化率 90%（令和7（2025）年度）】
- ▶ 住宅の耐震化 【旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消 令和7（2025）年度、新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減 令和12（2030）年度】
- ▶ 無電柱化の推進 【緊急輸送道路50% 令和6（2024）年度】

#### 減災目標の達成に向けた取組

- ▶ 社会環境の変化等を踏まえた対策を「重点事項」として位置付け
- ▶ 令和6（2024）年3月修正に向けた検討において、各主体の役割や取組が整理できたものは、第2部・第3部等とその内容を記載
- ▶ 減災目標の確実な達成のため、長期的な視点から今後一層具体化を図るべき取組については、継続的に検討し、各取組を推進

※東京都が目指す減災目標の達成に向けて都が定める指標を踏まえて設定





# 港区地域防災計画 震災編 (令和6(2024)年3月修正) の概要

## 国 [内閣府]

### 防災基本計画の修正 (R5.5.30)

- 主な修正項目
  - ・多様な主体と連携した被災者支援
  - ・国民への情報伝達
  - ・デジタル技術の活用

## 東京都

### 首都直下地震等による東京の被害想定 (R4.5.25)

### 東京都地域防災基本計画の修正 (R5年修正)

- 修正のポイント
  - ・10年間の変化等を踏まえた課題と解決に向けた基本認識
  - ・3つの視点と分野横断的視点に基づく減災目標の設定
  - ・減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

## 港区

### 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果 (R5.3) の概要



### 港区地域防災計画(令和6(2024)年3月修正)

#### における修正事項と主な取組

#### 修正事項

項目	内容
第1章 総論	第1条 目的 第2条 方針
第2章 防災基本計画	第3条 防災基本計画の目的 第4条 防災基本計画の範囲 第5条 防災基本計画の構成 第6条 防災基本計画の更新 第7条 防災基本計画の公表 第8条 防災基本計画の周知 第9条 防災基本計画の検証
第3章 防災対策	第10条 防災対策の基本方針 第11条 防災対策の推進 第12条 防災対策の連携 第13条 防災対策の協働 第14条 防災対策の推進
第4章 防災体制	第15条 防災体制の基本方針 第16条 防災体制の推進 第17条 防災体制の連携 第18条 防災体制の協働 第19条 防災体制の推進
第5章 防災教育	第20条 防災教育の基本方針 第21条 防災教育の推進 第22条 防災教育の連携 第23条 防災教育の協働 第24条 防災教育の推進
第6章 防災情報	第25条 防災情報の基本方針 第26条 防災情報の推進 第27条 防災情報の連携 第28条 防災情報の協働 第29条 防災情報の推進
第7章 防災物資	第30条 防災物資の基本方針 第31条 防災物資の推進 第32条 防災物資の連携 第33条 防災物資の協働 第34条 防災物資の推進
第8章 防災資金	第35条 防災資金の基本方針 第36条 防災資金の推進 第37条 防災資金の連携 第38条 防災資金の協働 第39条 防災資金の推進
第9章 防災施設	第40条 防災施設の基本方針 第41条 防災施設の推進 第42条 防災施設の連携 第43条 防災施設の協働 第44条 防災施設の推進
第10章 防災設備	第45条 防災設備の基本方針 第46条 防災設備の推進 第47条 防災設備の連携 第48条 防災設備の協働 第49条 防災設備の推進
第11章 防災技術	第50条 防災技術の基本方針 第51条 防災技術の推進 第52条 防災技術の連携 第53条 防災技術の協働 第54条 防災技術の推進
第12章 防災人材	第55条 防災人材の基本方針 第56条 防災人材の推進 第57条 防災人材の連携 第58条 防災人材の協働 第59条 防災人材の推進
第13章 防災意識	第60条 防災意識の基本方針 第61条 防災意識の推進 第62条 防災意識の連携 第63条 防災意識の協働 第64条 防災意識の推進
第14章 防災評価	第65条 防災評価の基本方針 第66条 防災評価の推進 第67条 防災評価の連携 第68条 防災評価の協働 第69条 防災評価の推進
第15章 防災その他	第70条 防災その他の基本方針 第71条 防災その他の推進 第72条 防災その他の連携 第73条 防災その他の協働 第74条 防災その他の推進

#### 主な取組

建築物等の耐震対策促進	帰宅困難者対策の強化	要配慮者への配慮	マンション等の共同住宅における防災活動
<p><b>修正のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧耐震基準の住宅等にアドバイザーを派遣</li> <li>・生宅等一般緊急地震速報発出建築物に対する耐震改修工事の引上げ等</li> <li>・エレベーター安全装置等設置開始対象拡大</li> </ul> <p><b>取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生宅に対する支援拡充</li> <li>✓ 緊急地震速報の沿道建築物等への支援拡充</li> <li>✓ その他の支援拡充</li> </ul>	<p><b>修正のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の確保</li> <li>・帰宅困難者への案内・誘導</li> <li>・滞り者対策協議会への支援</li> </ul> <p><b>取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時滞在施設事業者への備品設置助成</li> <li>✓ 二次元バーコードの配布</li> <li>✓ VR訓練の実施</li> </ul>	<p><b>修正のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の要配慮者・生活相談等も含めた支援の充実・強化</li> <li>・要配慮者を含む多様な視点からの区選民のニーズの把握を強化</li> </ul> <p><b>取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個別避難計画の作成</li> <li>✓ 避難経路の視察に立った避難所運営</li> </ul>	<p><b>修正のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅の防災力向上</li> <li>・共同住宅向けの支援を拡充</li> <li>・在宅避難の周知啓発</li> </ul> <p><b>取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 共同住宅住民向け普及啓発</li> <li>✓ エレベーター閉じ込め対応訓練の着実な推進</li> <li>✓ マンション防災対策ハンドブックの改定</li> </ul>

誰もが安全で安心してできる災害に強いまち「港区」の実現に向けて



# 港区地域防災計画 震災編 (令和6(2024)年3月修正) の概要

## 港区地域防災計画震災編の修正を行った章(抜粋)と修正事項

部	項目	章	反映事項	主な修正事項	
第1部 総則	第1部 総則	第1章 総論	第1章 総論	計画関係の修正、減災目標、計画の目標	
	第1部 総則	第2章 港区の現状と被害想定	第2章 港区の現状と被害想定	被害想定、津波状況シミュレーション	
	第1部 総則	第3章 各地区の街づくりの現状と課題	第3章 各地区の街づくりの現状と課題	地区別課題	
	第1部 総則	第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)	第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)	減災目標の達成に向けた取組	
第2部 震災予防計画	第2部 震災予防計画	第1章 防災街づくり	第1章 防災街づくり	被害想定の方針の方向性・到達目標更新	
	第2部 震災予防計画	第2章 施設建造物等の安全化	第2章 施設建造物等の安全化	ブロック塀等の安全化、太陽光発電設備等の設置促進	
	第2部 震災予防計画	第4章 帰宅困難者対策	第4章 帰宅困難者対策	一時滞在施設の確保、滞留者協議会への支援	
	第2部 震災予防計画	第5章 区民等の防災行動力の向上	第5章 区民等の防災行動力の向上	区民への防災知識普及啓発、ボランティアセンターの活動拠点の記載	
	第2部 震災予防計画	第6章 災害時要配慮者の安全確保	第6章 災害時要配慮者の安全確保	個別避難計画の作成、外国人に向けた情報発信	
	第2部 震災予防計画	第7章 共同住宅の防災対策	第7章 共同住宅の防災対策	EI用防災チャートの配布、EI閉じ込め対応訓練	
	第2部 震災予防計画	第9章 情報連絡体制の整備	第9章 情報連絡体制の整備	地域災害情報システムを活用した情報伝達体制の整備拡充	
	第2部 震災予防計画	第10章 避難者対策	第10章 避難者対策	多様な避難者に配慮した避難施設の整備、災対児童相談所の機能	
	第2部 震災予防計画	第11章 救援 医療救護体制の整備	第11章 救援 医療救護体制の整備	受診制度を活用した備蓄、災害医療コーディネーターと災害時小児産科期リエンジニアの連携	
	第2部 震災予防計画	第12章 業務継続計画の策定	第12章 業務継続計画の策定	避難計画の策定・態勢構築	
	第2部 震災予防計画	第14章 津波対策	第14章 津波対策	適切な津波警報等の情報伝達の体制整備	
	第3部 震災応急対策計画	第3部 震災応急対策計画	第4章 相互協力・派遣要請	第4章 相互協力・派遣要請	都と職員応援等の相互協力の体制構築、舟形町との協定の締結
		第3部 震災応急対策計画	第5章 情報連絡活動計画	第5章 情報連絡活動計画	地域災害情報システムを中心としたタイムリーな情報伝達
		第3部 震災応急対策計画	第6章 消防・危険物等対策	第6章 消防・危険物等対策	東京都協定締結団体と連携した石綿露出状況調査等の実施
第3部 震災応急対策計画		第8章 避難に関する計画	第8章 避難に関する計画	福祉避難所への避難方法、要配慮者の適切な避難誘導	
第3部 震災応急対策計画		第9章 要配慮者の支援態勢	第9章 要配慮者の支援態勢	個別避難計画の効果的な活用、災対児童相談所の機能	
第3部 震災応急対策計画		第11章 医療救護等の計画	第11章 医療救護等の計画	水上バス等を用いた移送、個別支援計画を元にした在宅人工呼吸器使用者の対応	
第3部 震災応急対策計画		第14章 障害物除去・ごみ・し尿、水れき処理計画	第14章 障害物除去・ごみ・し尿、水れき処理計画	ボランティア・市民活動団体との連携	
第3部 震災応急対策計画		第15章 遺体の取扱い	第15章 遺体の取扱い	梅窓院を遗体収容所の予定場所に記載	
第3部 震災応急対策計画		第16章 応急住宅対策計画	第16章 応急住宅対策計画	被災宅地危険度判定、高齢者等に配慮した応急仮設住宅の供給	
第3部 震災応急対策計画		第18章 応急教育計画	第18章 応急教育計画	災対児童相談所との連携	
第3部 震災応急対策計画		第21章 帰宅困難者対策	第21章 帰宅困難者対策	帰宅困難者対策オペレーションシステムの活用、様々な手段を用いた情報提供や安全な帰宅の周知	
第3部 震災応急対策計画		第22章 外国人支援対策	第22章 外国人支援対策	港区国際防災ボランティアを災対地区本部で活用	
第3部 震災応急対策計画		第24章 津波対策	第24章 津波対策	要配慮者に向けた情報伝達	
第3部 震災応急対策計画		第25章 複合災害対策	第25章 複合災害対策	大規模風水害や火山噴火、感染拡大などの複合災害発生時に起きうる事象を整理	
第4部 震災復興計画	第4部 震災復興計画	第1章 復興の基本的考え方	第1章 復興の基本的考え方	多様な視点や災害関連死対策などの観点	
	第4部 震災復興計画	第3章 生活の安定	第3章 生活の安定	都と連携した被災者センサスの実施	
	第4部 震災復興計画	第4章 リ災証明の発行	第4章 リ災証明の発行	被災者再建支援業務へのデジタル技術の積極的活用	

### 【凡例】

<上位計画の修正等に基づく修正>

国 …… 防災基本計画

都 …… 東京都地域防災計画

区 …… 港区における首都圏直下地震被害

…… 港区の調査・分析結果(凡、3)

<3つの柱に関わる修正>

柱01 …… 家庭や地域における防災減災対策推進

柱02 …… 区民の生命と港区の都市機能を守る

柱03 …… 市民生活の回復

…… 生活環境と早期の日常生活的回復

…… 全ての被災者の安全で質の高い

…… 生活環境と早期の日常生活的回復

…… 市民生活の回復

…… 生活環境と早期の日常生活的回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

…… 市民生活の回復

## 各機関における修正事項

東京都建設局第一建設事務所、東京都港湾局、東京都水道局、東京都下水道局、東京都交通局

東京都地域防災計画に基づき内容を反映

### 東京消防庁

- 2-2-2 家具類の転倒等防止対策普及強化
  - 2-3-3 消防団体制の強化
  - 3-10-1 外国人への救助救急対応強化
- ※減災目標を踏まえた初期消火能力の向上等

### 警視庁

- 3-15-1 遺体の取り扱い  
増上寺・梅窓院と区との三者協定

### 自衛隊

- 3-4-4 自衛隊災害派遣  
要請等の方法及び連絡先の変更（第一普通科連隊→第3部防衛班）

### 日本郵便株式会社

- 1-5-2 指定公共機関の役割の業務内容を修正
- 4-3-4 租税等の徴収猶予及び減免  
救急援護の特例の記載内容の更新（簡易保険 → 雑かんぽ生命など複数箇所）

### 東日本電信電話会社

- 1-5-2 指定公共機関の役割の業務内容を修正
- 2-2-3 ライフライン施設の安全化  
通信施設の追記（通信設備等の耐震化、機関の通信回線の冗長化など）

### 東京ガス株式会社

- 2-5-1 防災知識の普及啓発  
ホームページの記載内容を追記（マイコン復帰操作・復旧マイマップなど）
- 3-5-3 広報及び広聴  
広報計画として広報内容にマイコン復帰方法等追記
- 3-19 ライフライン施設の応急・復旧対策  
初動体制等を中心に変更

### 首都高速道路株式会社

- 3-1 応急復旧活動フロー  
初動体制の内容を追記
- 3-20 応急復旧活動フロー  
即時対応期の対応項目だったものを初動体制確立期に引上げ

### 東海旅客鉄道株式会社

- 2-8-3 職員の防災教育及び訓練  
訓練の対称を東海地震から南海トラフ地震に修正

### 日本赤十字社

- 1-5-2 指定公共機関の役割  
義援金等以外の内容を追記（赤十字ボランティア等）
- 4-3-2 義援金配布計画  
義援金の受付募集/保管および配分の活動内容の記載内容を更新